平成23年３月30日公表
平成27年２月27日改正

# 秋 田 県 資 源 管 理 指 針

## 第１　秋田県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

### １．秋田県の漁業概観（生産状況、資源・来遊状況、漁業実態等）

本県は、本州北部に位置し、海岸は県中央部の男鹿半島のほか、県北部と南部が岩礁域であるほかは、砂浜域が主体で、海岸線の総延長は264ｋｍに及ぶ。

沿岸域は、青森県境、男鹿半島及び山形県境にある岩礁域とそれらに挟まれた砂浜域が交互に連続し、沖合には水深200～300m帯に天然礁が散在している。ここでは、その海底地形や海況等の漁場形成に即した各種の漁業が営まれている。

漁業生産については、平成24年は生産量7,497トン、生産額約34億円となり、近年は低調な傾向にある。また、過去10年（H15～H24)合計の漁業種類別漁獲割合では小型定置網漁業が約29%、次いで沖合底びき網漁業約17%、小型機船底びき網漁業が約13%の順で、これらの漁業種類で全体の約６割を占め、その他、大型定置網漁業、さし網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

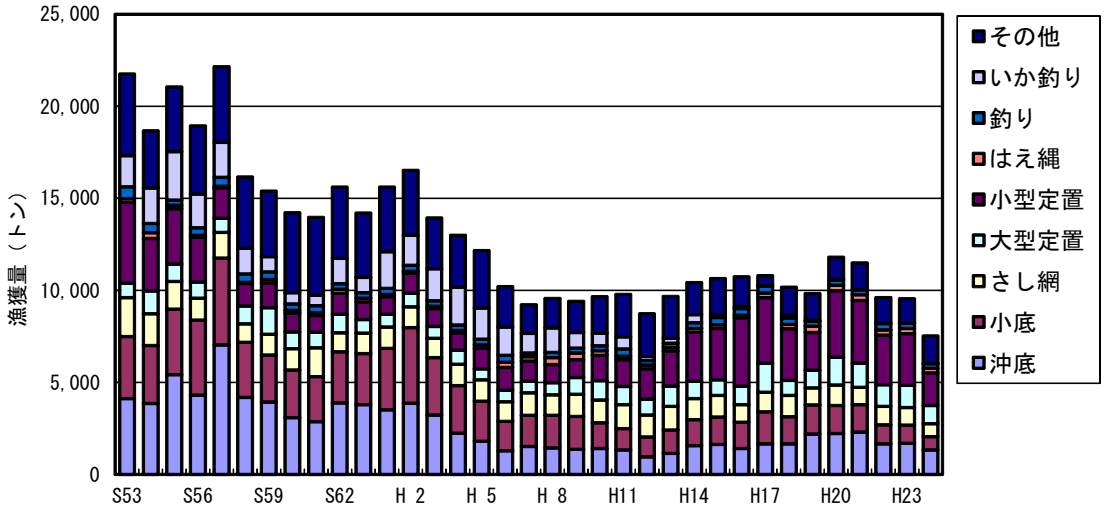


漁業種類別全県漁獲量

### ２．秋田県の資源管理実態（資源管理型総合推進対策事業に基づく資源管理、回復計画等）

当県では昭和61年以降、資源管理型漁業総合推進対策事業により、本格的に地先資源の資源管理を実施し、３年間の全面禁漁や漁獲物の総量規制、漁獲物の体長制限等の取組が行われている。

また、平成９年からはＴＡＣ制度の下で、マアジ、スケトウダラ、ズワイガニ等を対象とした漁獲量管理を実施し、平成16年からは資源回復制度の下で、「マガレイ・ハタハタ資源回復計画（平成15年７月１日公表)」に基づく、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）と固定式さし網漁業で保護区域の設定、さらに小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）で

は減船等の漁獲努力量削減に取り組むとともに、平成19年からは「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画（平成19年３月29日公表）」で漁獲努力量の現状維持に努めることとしている。

３．資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでのＴＡＣ管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年３月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第２　海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

**【魚種別資源管理】**

**１．ハタハタ**

（１）資源及び漁獲の状況

本県では、沖合底びき網漁業（大臣許可）のほか、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業・知事許可）、沿岸域でははたはた小型定置網漁業（共同漁業権）、はたはたさし網漁業（共同漁業権）で漁獲されている。漁獲量は昭和40年代前半に２万トン以上を記録したこともあったが、平成３年には70トンまで減少し、その後平成４～７年までの３年間の全面禁に踏み切った。全面禁漁後は資源量解析に基づいた総漁獲量管理（県独自のTAC管理）等の自主的資源管理により、順調に漁獲量が回復し、平成15年は3,000トンを超えた。近年は1,500トンを下回っているが、このうち共同漁業権に基づくハタハタ小型定置網漁業は、天候等の要因により出漁が制限されることがあるため、漁獲量は資源状況に反映しない場合がある。なお平成26年度資源評価票（日本海北部系群）では資源水準及び動向は低位及び減少傾向とされている。

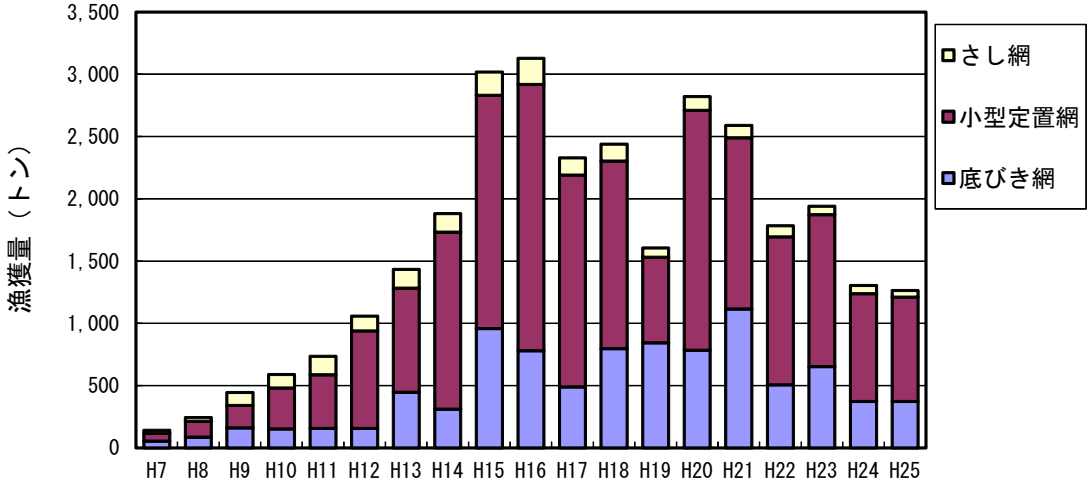

ハタハタ漁業種類別漁獲量

（２）資源管理目標

漁獲量は近年低調であるが、卓越年級群発生の有無が資源量の増減に大きく影響すると推察されることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

**はたはた小型定置網漁業**

はたはた小型定置網漁業は、産卵のために来遊するハタハタを漁獲対象とするため同魚種の漁獲がほとんどである。このハタハタ資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

県北部地区（岩館、八森、能代）、本荘西目地区、にかほ地区、金浦地区、象潟地区
○漁獲量制限（地区毎総量規制）
○保護区域設定

天王地区
○休漁日設定

また、上記の措置のほか、これまで各地区毎に実施している産卵基質投入等の措置についても引き続き取り組み、資源維持を図る必要がある。

**はたはたさし網漁業**

はたはたさし網漁業は、産卵のために来遊するハタハタを漁獲対象とするため同魚種の漁獲がほとんどである。このハタハタ資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

県北部地区（岩館、八森、能代）、船川地区、にかほ地区、金浦地区、象潟地区
○漁獲量制限（地区毎総量規制）

○保護区域設定

天王地区
○休漁日設定

また、上記の措置のほか、これまで各地区毎に実施している産卵基質投入等の措置についても引き続き取り組み、資源維持を図る必要がある。

**小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）**

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）では、マダラ、カレイ類などハタハタ以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

## ２．シロギス

（１）資源及び漁獲の状況

本県では、きす漕さし網漁業（知事許可）、固定式さし網漁業（知事許可、共同漁業権）で漁獲されているが、過去８年（H18～H25）合計の漁業種類別漁獲割合では、きす漕さし網漁業による漁獲が約76％を占めている。下図に示すとおり、平成19年には約40トンあった漁獲量は、平成25年は約21トンまで減少している。資源状況は不明であるが、後継者不足等に伴う着業者の減少により漁獲努力量は減少していると推察される。

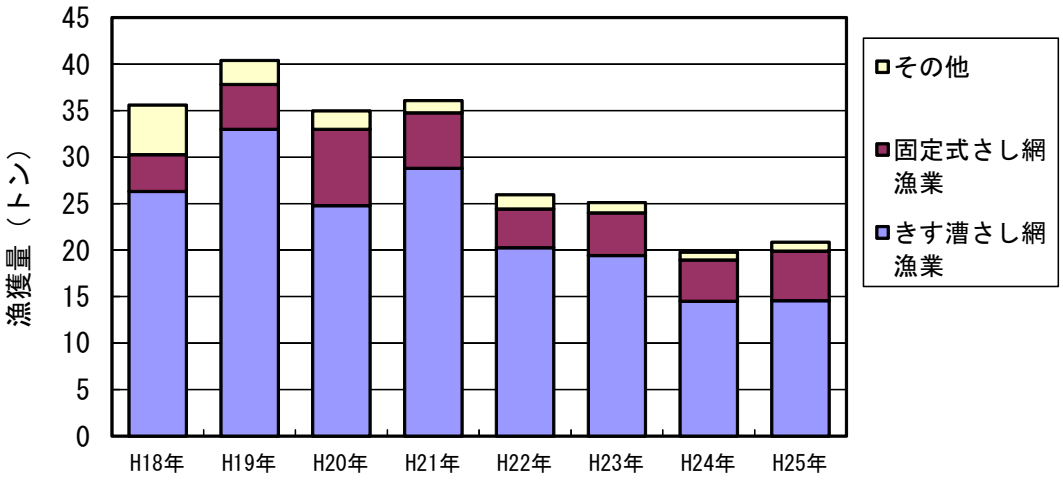


しろぎす漁業種類別漁獲量

（２）資源管理目標

着業者の減少とともに漁獲努力量は減少していると推察されるため、現状の資源水準を維持することを目標とする。

（３）資源管理措置

**きす漕さし網漁業**

きす漕さし網漁業は、シロギスの漁獲がほとんどである。このシロギス資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

**固定式さし網漁業（はたはたさし網漁業除く）**

固定式さし網漁業（はたはたさし網漁業除く）では、ウスメバル、ヒラメ類などシロギス以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

## ３．タコ類

（１）資源及び漁獲の状況

本県では、たこつぼ漁業（知事許可）、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業・知事許可）、固定式さし網漁業（知事許可、共同漁業権）、釣り漁業（するめいか釣り除く）で漁獲され、過去８年（H18～H25）合計の漁業種類別漁獲割合は釣り漁業が約34％と最も高く、次いで固定式さし網漁業約20％、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）約13％と続く。下図の年別漁獲量に示すとおり、250～450トンの間で推移しているが、タコ類を専獲する釣り漁業及びたこつぼ漁業の漁獲量に大きな変動がないことから資源的に安定していると推察される。

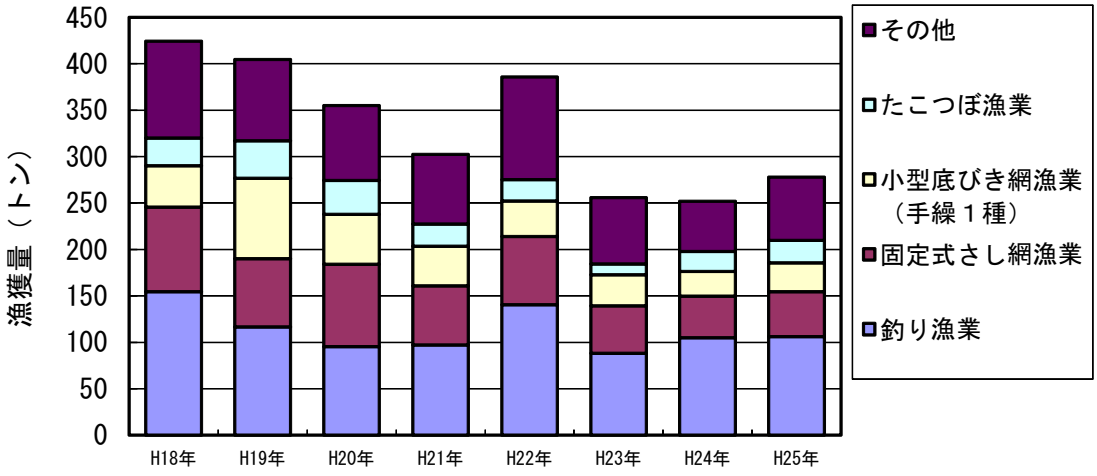


たこ類漁業種類別漁獲量

（２）資源管理目標

タコ類の資源量は安定していると推察されるため、現状の資源水準維持を目標とする。

（３）資源管理措置

**たこつぼ漁業**

たこつぼ漁業は、タコ類の漁獲がほぼ100％を占める。このタコ類資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

**固定式さし網漁業（はたはたさし網漁業除く）**

固定式さし網漁業（はたはたさし網漁業除く）では、ウスメバル、ヒラメ類などタコ類以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管

理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）

小型機船底びき網（手繰第一種漁業）では、マダラ、カレイ類などタコ類以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

釣り漁業（いかつり漁業除く）

釣り漁業では、ウスメバル、ブリ類などタコ類以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

## ４．スルメイカ

（１）資源及び漁獲の状況

本県では、総トン数５トン以上の漁船で行う小型いかつり漁業（知事許可）、同５トン未満で行う承認いかつり漁業（海区漁業調整委員会承認）のいかつり漁業のほか、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）による漁獲があり、過去８年（H18～H25）合計の漁業種類別漁獲割合は、いかつり漁業（小型いかつり漁業、承認いかつり漁業）が約58％を占め、次いで小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）が約33％を占めており、後継者不足及び燃油高騰等により漁獲に占める割合の高いいかつり漁業着業者の減少に伴って漁獲量は年々減少傾向にある。平成26年度の資源評価票（秋期発生系群）では、資源動向及び水準について横ばい及び高位とされている。

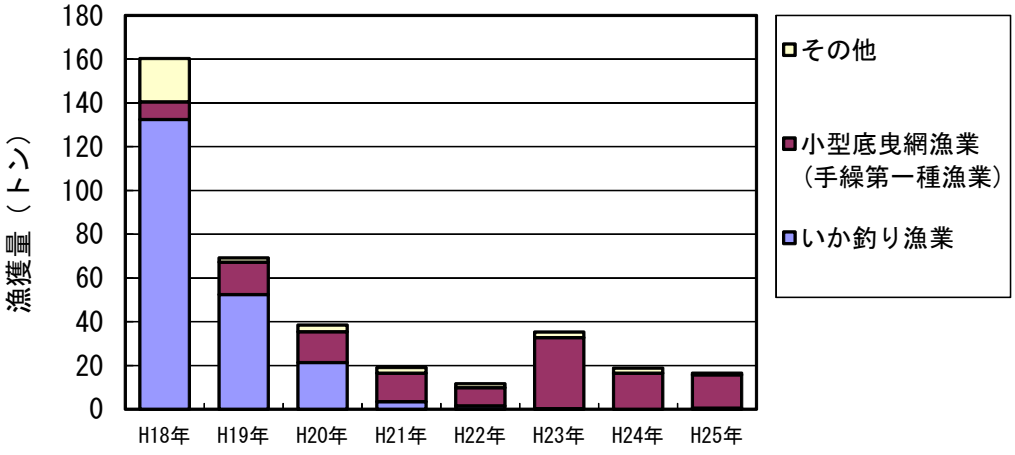


するめいか漁業種類別漁獲量

（２）資源管理目標

スルメイカ（秋期発生群）の資源水準は現在高位と評価されているため、現状の資源水準維持を目標とする。

（３）資源管理措置

いかつり漁業

いかつり漁業（知事許可、海区委員会承認）は、スルメイカを専獲するものであるが、

このスルメイカ資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

なお、他道府県海域で操業する者にあっては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するものとする。

**小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）**

小型機船底びき網（手繰第一種漁業）では、マダラ、カレイ類などスルメイカ以外の魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、他魚種との管理を含めた具体的な取り組みとして、後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

## ５．クロマグロ

（１）資源及び漁獲の状況

資源の状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、現在、昭和27年～平成24年における推定資源量の最低レベルに近いと推定されており、資源水準は低位、動向は減少と判断されている。

本県では、はえ縄、釣りの他、定置漁業権に基づく大型定置網、その他の小型定置網によってほとんどが漁獲される。過去８年（H18～H25）合計の漁業種類別漁獲割合は、はえ縄約45%、釣り約23%、大型定置網約31%となっている。下図に示すとおり、平成22年は20トンを下回ったものの、平成24年及び25年は100トンを超え、急激に増加している。

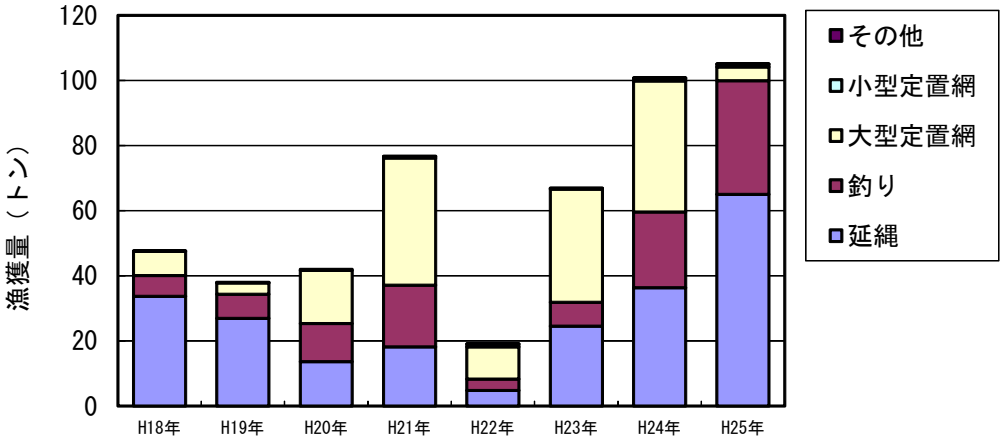


くろまぐろ漁業種類別漁獲量

（２）資源管理目標

資源水準は低位、動向は減少とされていることから、当該資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

**クロマグロはえ縄・釣り漁業**

はえ縄及び釣り漁業では、元来、多種多様な魚種が漁獲されるが、クロマグロに関しては、操業形態がクロマグロの漁獲に特化したものであり、ほぼ専獲と見なせる。当該漁業

については、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組むものとする。
○休漁日設定(強度資源管理)

大型定置網及び小型定置網漁業

大型定置網及び小型定置網漁業では、クロマグロ以外の多種多様な魚種も混獲するといった漁法の特性から、魚種別管理は困難であるため、後述の漁業種類別資源管理に従う。

【漁業種類別資源管理】

１．小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）

（１）漁獲の状況

本県では、知事許可漁業で現在12件許可している。下図に示すとおり平成19年は1,700トン以上の漁獲があったものの、ハタハタの漁獲量減も影響し、近年は1,000トンを下回っている。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合では、ハタハタが約30%を占め、次いでマダラ約18%、ホッケ約7%の順となっている。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

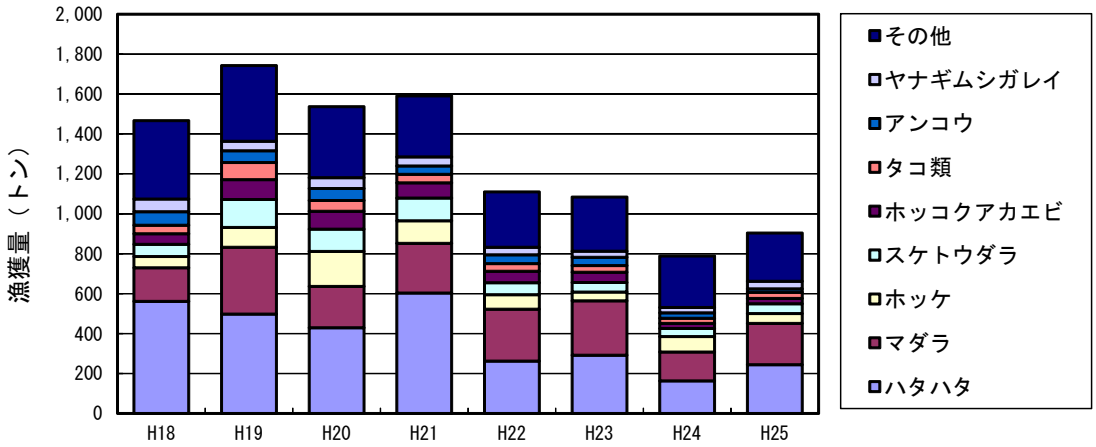

小型機船底びき網漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主な漁獲対象であるハタハタについては減少傾向にあるが、それ以外の魚種では安定傾向にあることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

また、上記の措置のほか、日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画に基づく操業区域制限（保護区域）や、これまで各地区毎に実施しているズワイガニに係る操業期間制限及び水揚げ制限についても引き続き取り組み、資源維持を図る必要がある。

## ２．固定式さし網漁業（はたはたさし網漁業除く）

（１）漁獲の状況

本県では、知事許可漁業のかれいさし網漁業等の固定式さし網漁業及び共同漁業権に基づくさし網漁業により漁獲されている。下図に示すとおり、平成18年は800トン台の漁獲量であったが近年は500トン台で推移しており、これは（下図ではその他に分類されている）ガザミの漁獲量減によるところが大きい。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合では、カレイ類の割合が最も高く約21%、次いでメバル類約17%、マダラ約11%と続き、際だって多く漁獲されるものはない。許可件数は減少しているため、資源への漁獲圧力は減少しているものと考えられる。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

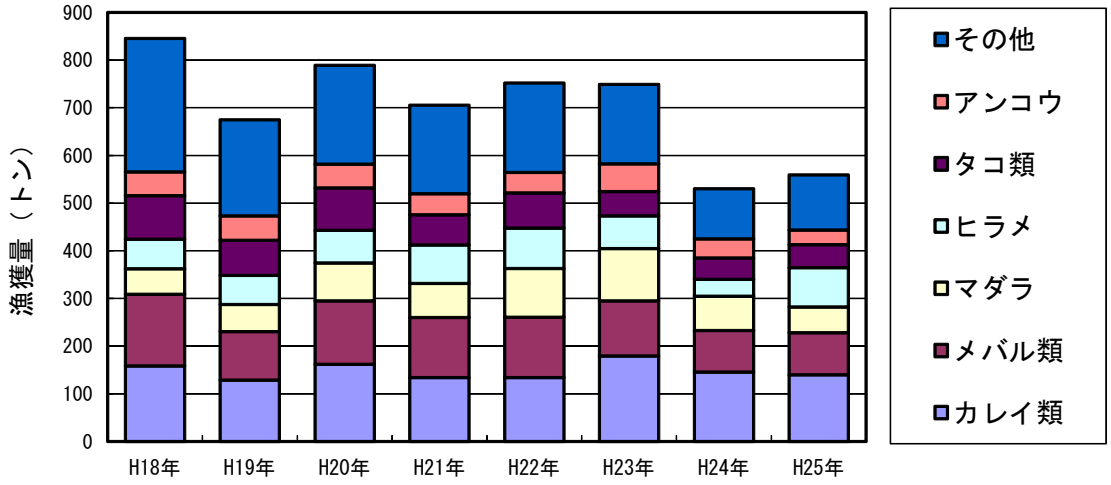


固定式さし網漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主な漁獲対象であるカレイ類及びメバル類の漁獲量は安定傾向にあることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

また、上記の措置のほか、日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画に基づく操業区域制限（保護区域）についても引き続き取り組み、資源維持を図る必要がある。

## ３．えび・つぶかご漁業

（１）漁獲の状況

本県では、知事許可漁業で６件の許可をしている。下図に示すとおり、平成18年及び19年は70トン以上の漁獲量があったものの、近年は30トン台となっている。これは、ホッコクアカエビの漁獲量減少によるところが大きい。なお、同エビの平成26年度資源評価票（日本海系群）の資源動向及び水準は減少及び高位とされている。過去８年（H18～H25）合計

の魚種別漁獲割合では、ホッコクアカエビ約43%、次いでバイツブ約31%、タコ類約10%の順となっている。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

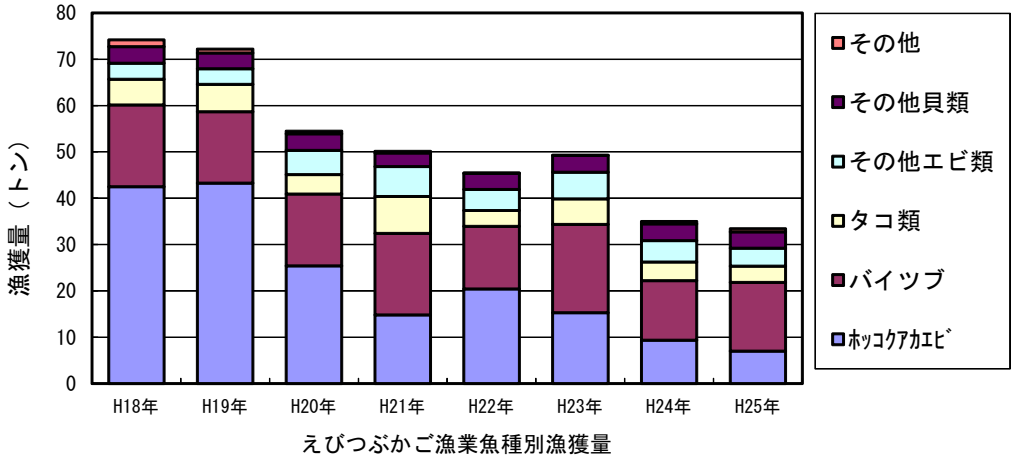


（２）資源管理目標

主体となるホッコクアカエビの漁獲量が減少しているが、資源水準（日本海系群）は現在高位と評価されているため、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

## ４．釣り漁業（いかつり漁業除く）

（１）漁獲の状況

本県では、タコ類、メバル類、ブリ類、サワラなどを漁獲対象としており、下図に示すとおり、漁獲動向は、概ね300トン前後で推移している。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合ではタコ類が約39%を占め、次いでメバル類約28%、ブリ類約9%と続いている。この中で、主漁獲対象となるタコ類とメバル類は比較的漁獲量が安定しており、マグロ類の漁獲は平成24年以降増加傾向にある。

なお、共同漁業権等に基づき多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

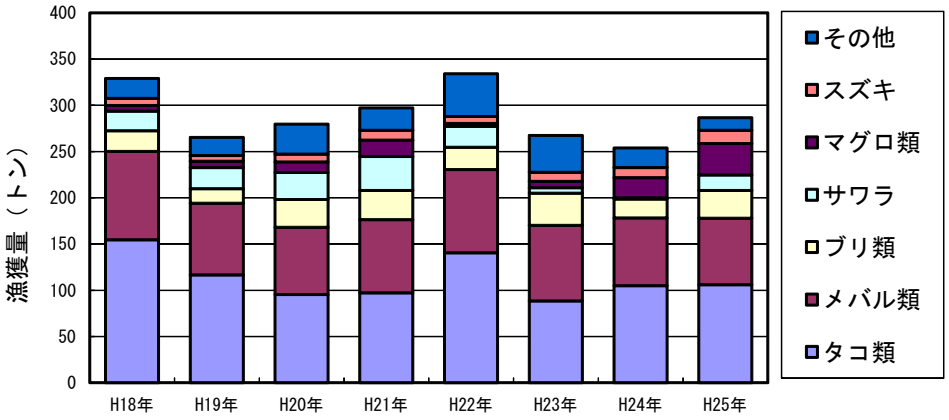


釣り漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主体となるタコ類やメバル類の漁獲量が安定傾向にあることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

## ５．はえ縄漁業

（１）漁獲の状況

本県では、マダラ、マダイ、マグロ類などを主に漁獲対象としている。下図に示すとおり、平成20年以降は350トンを下回っていたものの、直近では350トンを超え、これはマグロ類の漁獲量増によるところが大きい。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合ではマダラが約43％を占め、次いでマダイ約10％、マグロ類約９％と続いている。

なお、知事許可及び共同漁業権等に基づき多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

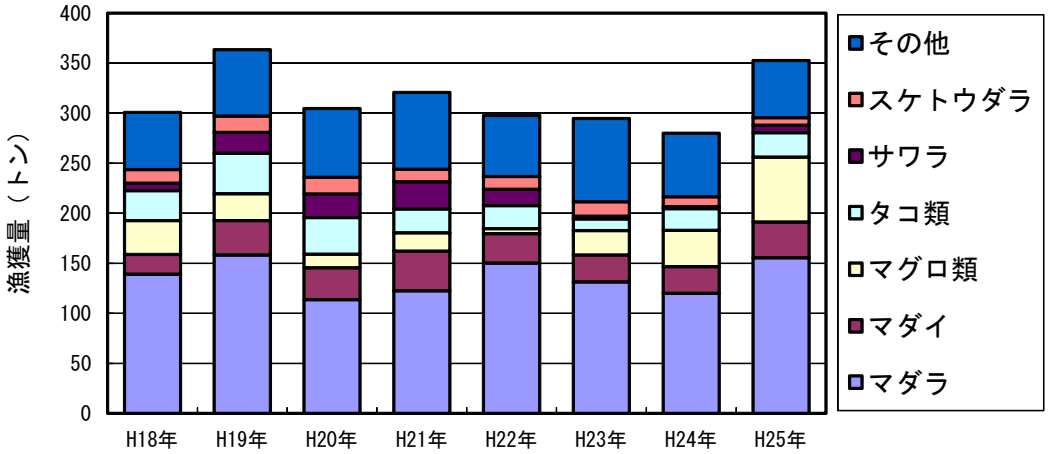


はえ縄漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主な漁獲対象であるマダラ、マダイの漁獲量が安定傾向にあることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

## ６．大型定置網漁業

（１）漁獲の状況

本県では、定置漁業権に基づく定置網漁業を現在17件免許している。下図に示すとおり、平成18年は800トン強であったが、近年はほぼ1,000トン台の漁獲量で推移しており、これはブリ類の漁獲増によるところが大きい。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合ではマアジが約32％を占め、次いでブリ類約28％、マダイ約７％の順となっており、マグロ類は約２％となっている。また、主要魚種のマアジについて平成26年度資源評価票（対馬暖流系群）では、資源動向及び水準が、横ばい及び中位とされている。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

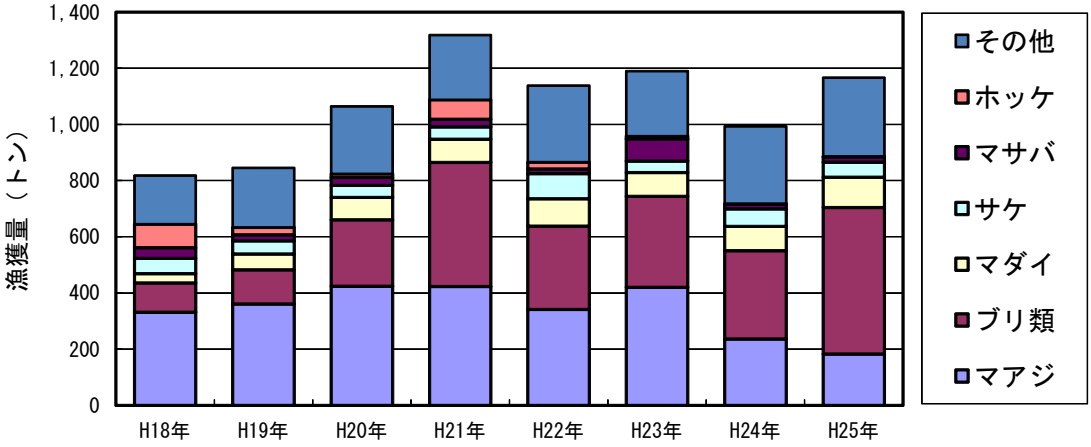


大型定置網漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主な漁獲対象であるマアジは近年減少傾向にあるが、一方でブリ類は増加傾向にあり、漁獲量は安定傾向にあることから、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強

度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日設定（強度資源管理）

## ７．小型定置網漁業（はたはた小型定置網漁業除く）

（１）漁獲の状況

本県では、知事許可による建網漁業と底建網漁業、共同漁業権に基づく小型定置網漁業がある。下図に示すとおり、平成21年には1,200トンを超す漁獲量があったが、概ね1,000トン～1,200トンで推移している。過去８年（H18～H25）合計の魚種別漁獲割合は、サケが約42％と最も多く、次いでマアジ約19％、ブリ類約10％の順であり、マグロ類も漁獲される。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

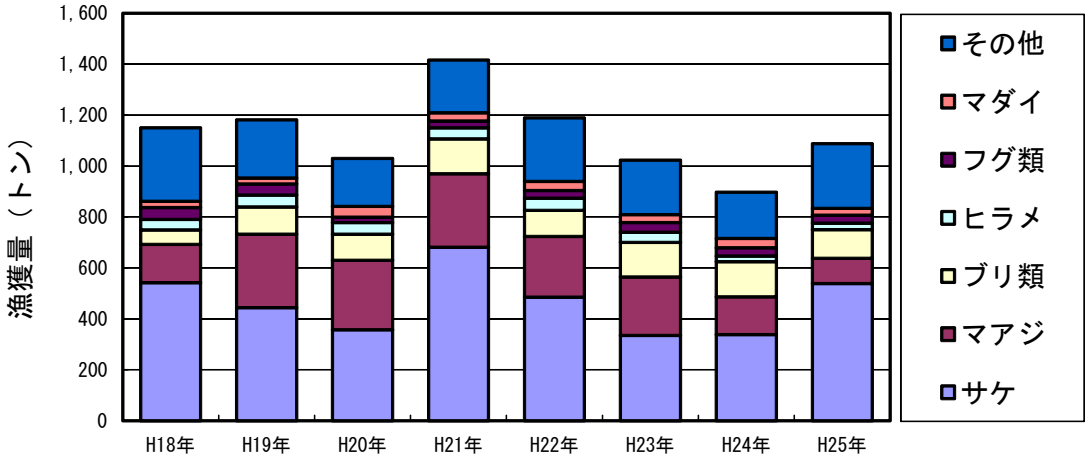


小型定置網漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主な漁獲対象であるサケは近年増加傾向にあり、総漁獲量はほぼ横ばいの状況にあるため、現状の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日設定（強度資源管理）

## ８．あまだい漕さし網漁業

（１）漁獲の状況

本県では、知事許可漁業で現在47件を許可しており、その件数は年々減少傾向にある。下図に示すとおり、概ね60トン～80トンで推移している。過去８年（H18～H25）合計の主な魚種別漁獲割合は、アマダイが約40％を占め、次いでヤナギムシガレイ約21％、マガレ

イ約9%の順となっている。

なお、多種多様な魚種を漁獲する漁法の特性から、魚種別管理は困難であり、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

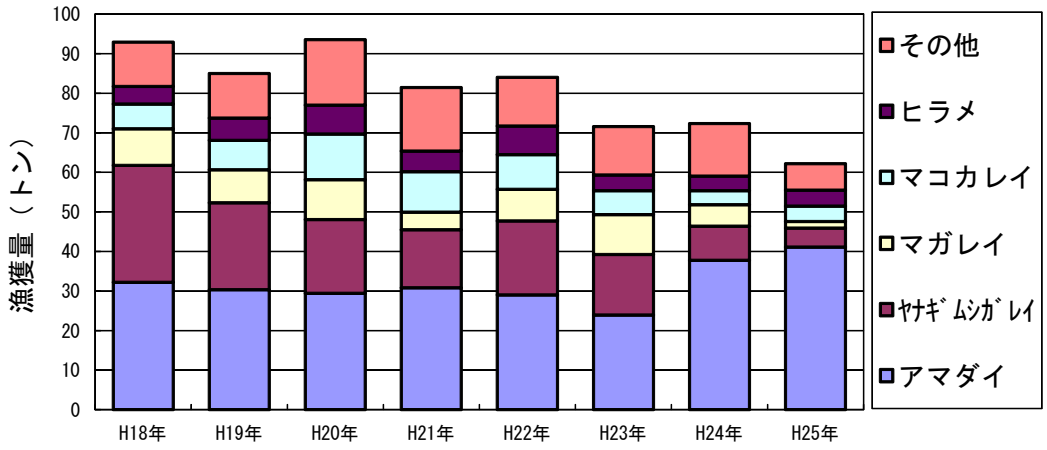


あまだい漕さし網漁業魚種別漁獲量

（２）資源管理目標

主漁獲対象のアマダイの漁獲量は増加傾向にあるため、現在の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

## ９．採貝漁業

（１）漁獲の状況

第１種共同漁業権に基づき漁獲される。下図に示すとおり、平成18年～22年までは概ね500トン前後の漁獲であったが、直近の平成25年では400トンを下回っている。過去８年（H18～H25）合計の主な魚種別漁獲割合は、イワガキ約68%、サザエ約14%、ナマコ約9%となっている。

なお、潜水器等を用いてほとんどが手で直接漁獲する漁法であり、主要魚種の漁獲時期が重複していることから、対象魚種全体の管理を含めた取り組みが必要である。

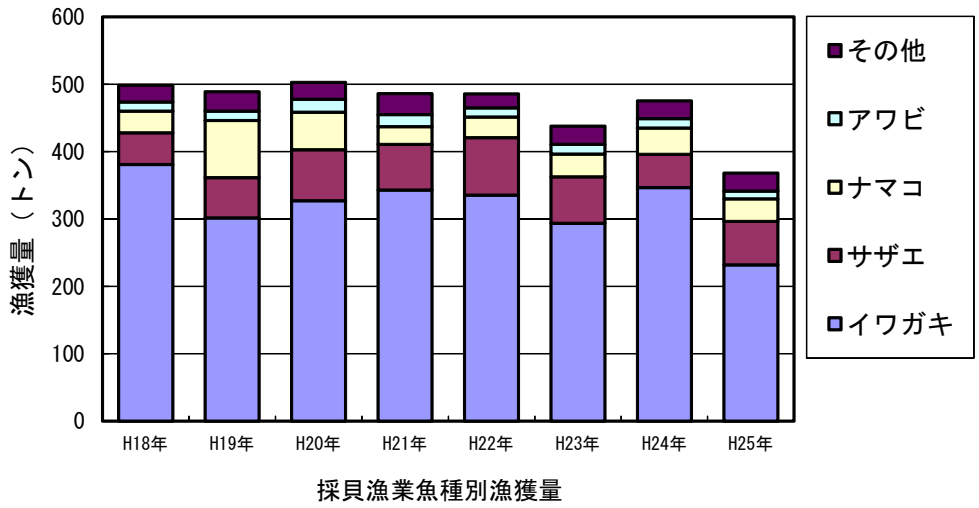


（２）資源管理目標

漁獲量は総じて安定傾向にあるため、現在の資源水準の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源の維持のために、当該漁業においては、漁業調整規則、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日設定

第３　その他

（１）履行確認について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、県の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）も併せて活用することとする。

（２）その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者が自主的に行っている資源管理、種苗放流、漁場環境保全活動等についても、引き続き実施するものとする。

また、県は自主的管理措置に係る関連調査（試験操業、発生量調査等）を実施し、関係漁業者へ提供するとともに、管理に関する検討会等に対して助成し、漁業者の自主的管理に資するものとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

資源管理措置の履行確認手段

| 資源管理措置 | 履行確認手段 |
| --- | --- |
| 休漁日設定 | 漁協仕切伝票（漁獲量把握システム） |
| 操業期間短縮 | 漁協仕切伝票（漁獲量把握システム） |
| 漁獲量規制 | 漁協仕切伝票（漁獲量把握システム） |
| 操業区域規制<br>（保護区域） | 保護区域の図面、写真、ＧＰＳ記録 |